三郷市 介護予防・日常生活総合事業について

平成28年12月21日(水) 三郷市 長寿いきがい課

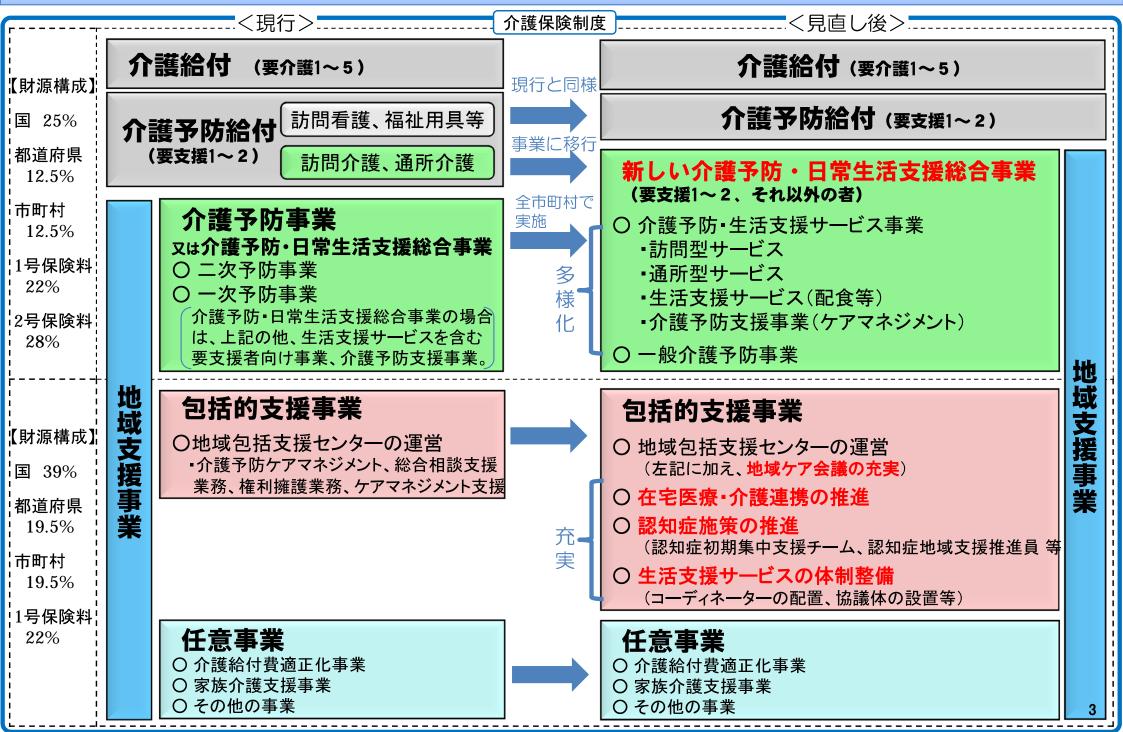
介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業の趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

• 三郷市の対応

三郷市では平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しま す。ただし、開始当初は既存の予防訪問介護、予防通所介護と同等の、現行相 当サービスのみを行います。多様なサービスである、「緩和した基準によるサービ スA」や、「住民主体によるサービスB」等については、十分な検討を踏まえ、平成 29年度中の体制化を図ってまいります。 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

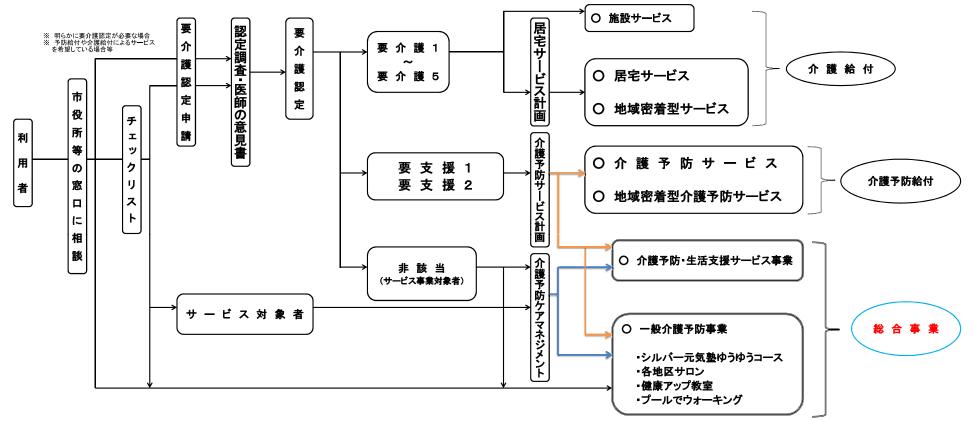


要支援1・2利用者の方の2つのサービスが変わります。



方が本来の専門スキルの仕事にシフトすることがきるようになります。





平成29年度当初の実施内容について

サービス実施内容
 (1)訪問型サービス(現行の介護予防訪問介護相当)

(2) 通所型サービス(現行の介護予防通所介護相当)

(3)一般介護予防事業

介護予防把握事業 · 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 · 地域リハビリテーション事業

(4)介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービス等が適切に提供されるために行われるマネジメント

平成29年度当初の実施内容について

総合事業の対象者

(1)介護予防・生活支援サービス対象者

・要支援1・2の認定をもつ被保険者

(平成29年度以降に新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方)
 ・基本チェックリストにより対象者と判断された方
 (開始当初はチェックリストは行わない)

(2)一般介護予防事業対象者

・市内に住む65歳以上の全ての高齢者

・上記対象者の支援のための活動にかかわる方

平成29年度当初の実施内容について

・単価等について

(1)訪問型サービス及び通所型サービス

- ・現行相当のサービスについては単価も同じ、変わるのはサービスコードの みです。
- ・多様なサービスの単価については平成29年度中に検討していきます。

(2)介護予防ケアマネジメント

・介護予防ケアマネジメント費は介護予防支援費と単価は同じです。書式も
 現行通りのものを使用ください。変わるのはサービスコードのみです。